

「宮崎県スポーツ習慣化推進事業（エンジョイスポーツ事業Bの推進）」仕様書

1 業務の名称

「宮崎県スポーツ習慣化推進事業（エンジョイスポーツ事業Bの推進）」

2 業務目的

障がい者を対象に、運動・スポーツの教室等を実施し、時間・空間・仲間づくりを支援することで、運動・スポーツ実施率の向上及び習慣化を図る。

3 委託期間 契約締結日から令和5年2月28日まで

4 委託料 1団体あたり 267,500円

5 委託団体数 3団体程度

6 事業内容

市町村やスポーツ関係団体が、障がい者を対象に次の運動・スポーツのプログラムやイベントを実施する。

(1) 保健師等による健康講話

運動・スポーツ実施の継続意欲を高めるために、運動・スポーツ習慣化と健康との関連について保健師が健康講話を実施する。

(目標 30名程度×1回程度)

(2) 運動・スポーツ教室

障がい者スポーツ指導者協議会と連携し、障がい者スポーツ指導員の資格をもつスポーツ推進委員等が講師を務め、障がい者と支援者を対象に、体操・ストレッチ、フライングディスク、ボッチャ等の運動・スポーツ教室を実施する。

(目標 1回30名程度の教室を合計6回程度開催)

(3) 体力測定・アンケート

事業開始時と事業終了時の2回、体力測定を実施する。その際、参加者に対しアンケートを行う。

(4) スポーツイベントへの参加

県の実行委員会が開催するスポーツイベント（2回）に事業実施団体関係者が参加する。

7 対象経費等 (別紙) のとおり

8 成果品等の提出

(1) 事業報告書

(2) 収支精算書

9 その他留意事項

本事業についての情報提供を求められた場合は、事業実施団体は取組状況について情報を提供することとする。